

4 賃金構造基本統計調査関係

賃金構造基本統計調査結果の活用について

1 賃金構造基本統計調査の概要

(1) 調査の実施機関

厚生労働省

(2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別等に明らかにすること

(3) 調査の時期

6月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間）について、7月に調査を行う。

(4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃（令和元年分は令和2年3月31日公表）

2 調査の対象

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 事業所

5人以上の常用労働者[※]を雇用する民営事業所（5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。）及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を二次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用労働者 10 人以上を雇用する民営の事業所の常用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受け、そこから大阪市内の事業所に係るデータを抽出した。

(1) 事業所単位のデータ

【調査事業所数の状況】

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	合計
大阪市内	904 所	972 所	906 所	2,782 所

【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

(2) 個人単位のデータ

【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	合計
大阪 市内	調査実人員	19,931 人	21,179 人	20,684 人	61,794 人
	母集団復元後	約 78.9 万人	約 80.7 万人	約 81.6 万人	約 241.2 万人

【主な調査項目】

- 性別 ○最終学歴 ○年齢 ○勤続年数 ○実労働日数
- 雇用形態
 - ・ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
 - ・ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
 - ・ 常用労働者 100 人以上を雇用する企業に限る。
- 職種番号
 - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額
 - ※ 通勤手当は分離できないため、通勤手当を含んだ額で調査
- 超過労働給与額
- 前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

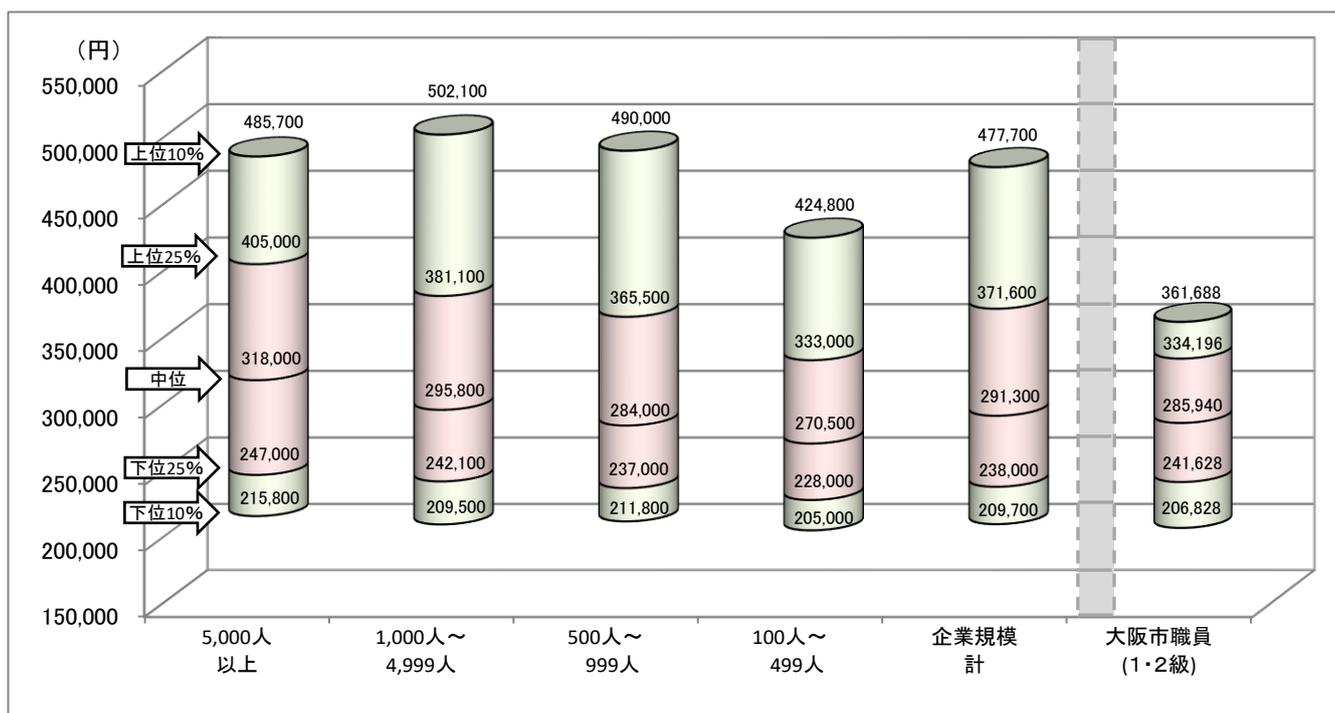
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	特別給は6月下旬から7月末、 月例給は8月中旬から9月末	7月	
結果公表時期	当年10月に公表(人事院) 特別給は当年10月、 月例給は当年12月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	全産業 (公務等は除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	令和2年調査時 大阪市：母集団 約19.9万人 調査実人員 17,184人 ⇒抽出率 約8.6%	平成29年から令和元年までの合計 大阪市：母集団 約241.2万人 調査実人員 61,794人 ⇒抽出率 約2.6%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者に 限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (ただし、項目により正社員・正職員と それ以外を区分)
	就業形態※	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (ただし、項目により一般労働者と区 分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、部次長、課長、 課長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

※就業形態について

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

第 23 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（非役職者）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	485,700円	502,100円	490,000円	424,800円	477,700円	361,688円
上位25%	405,000円	381,100円	365,500円	333,000円	371,600円	334,196円
中位	318,000円	295,800円	284,000円	270,500円	291,300円	285,940円
下位25%	247,000円	242,100円	237,000円	228,000円	238,000円	241,628円
下位10%	215,800円	209,500円	211,800円	205,000円	209,700円	206,828円

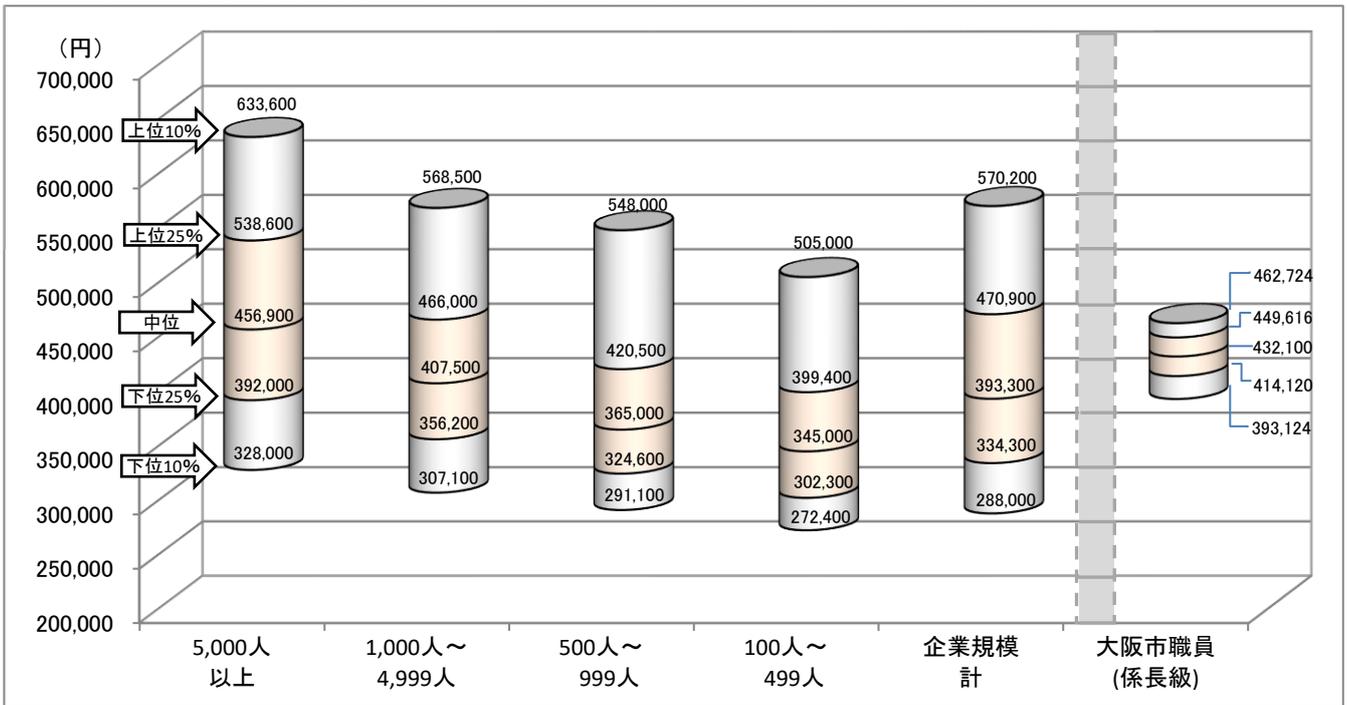
- (注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成29年から令和元年までの3年間の調査データで算出した。
 (以下、第26表までにおいて同じ。)
2. 民間企業従業員の給与月額はいままで支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
 (以下、第26表までにおいて同じ。)
3. 大阪市職員の給与月額は、行政職給料表適用者の令和2年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。(以下、第26表までにおいて同じ。)

調査結果を給与月額の高い方から順にならべ、その分布状況を示したものである。

- ①上位10%は、高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与月額
- ②上位25%は、高い方から数えて全体の4分の1番目に該当する者の給与月額
- ③中位は、高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与月額
- ④下位25%は、低い方から数えて全体の4分の1に該当する者の給与月額
- ⑤下位10%は、低い方から数えて全体の10分の1に該当する者の給与月額

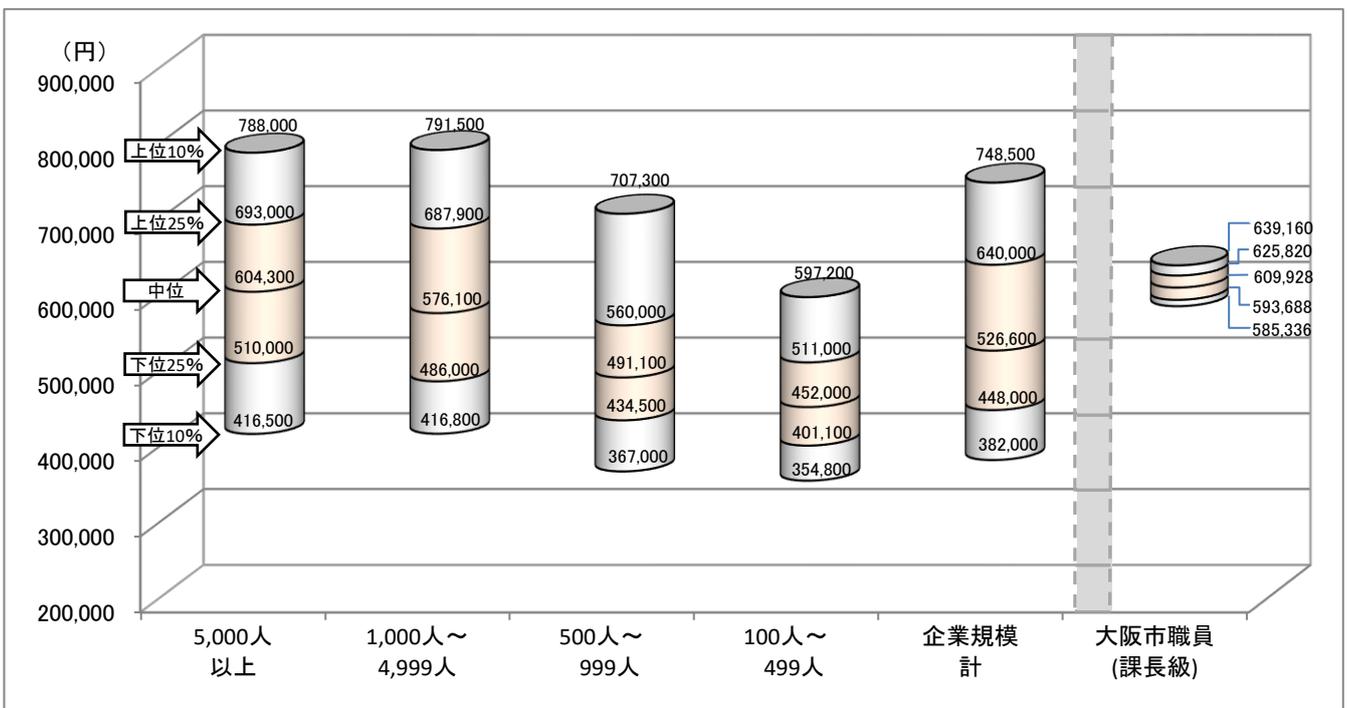
以下、第26表までにおいて同じ。

第 24 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（係長級）



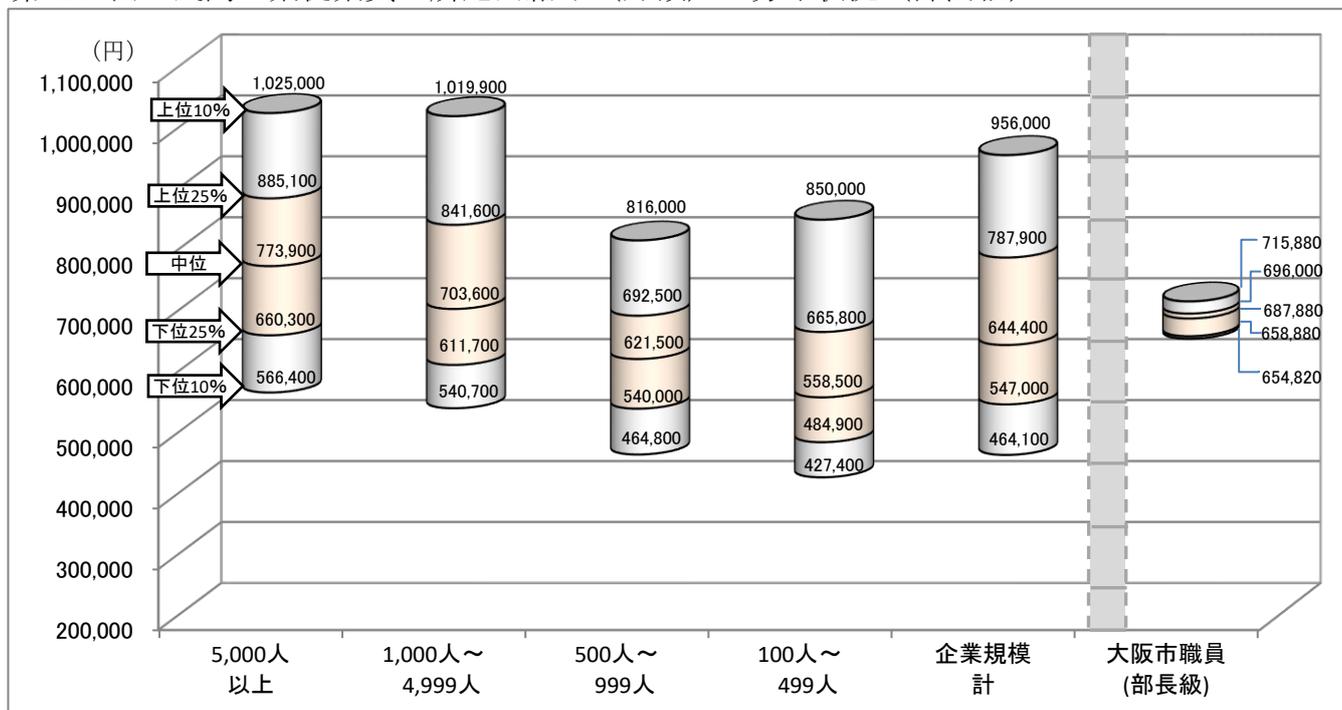
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	633,600円	568,500円	548,000円	505,000円	570,200円	462,724円
上位25%	538,600円	466,000円	420,500円	399,400円	470,900円	449,616円
中位	456,900円	407,500円	365,000円	345,000円	393,300円	432,100円
下位25%	392,000円	356,200円	324,600円	302,300円	334,300円	414,120円
下位10%	328,000円	307,100円	291,100円	272,400円	288,000円	393,124円

第 25 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（課長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	788,000円	791,500円	707,300円	597,200円	748,500円	639,160円
上位25%	693,000円	687,900円	560,000円	511,000円	640,000円	625,820円
中位	604,300円	576,100円	491,100円	452,000円	526,600円	609,928円
下位25%	510,000円	486,000円	434,500円	401,100円	448,000円	593,688円
下位10%	416,500円	416,800円	367,000円	354,800円	382,000円	585,336円

第 26 表 民間企業従業員の所定内給与（月額）の分布状況（部長級）



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,025,000円	1,019,900円	816,000円	850,000円	956,000円	715,880円
上位25%	885,100円	841,600円	692,500円	665,800円	787,900円	696,000円
中位	773,900円	703,600円	621,500円	558,500円	644,400円	687,880円
下位25%	660,300円	611,700円	540,000円	484,900円	547,000円	658,880円
下位10%	566,400円	540,700円	464,800円	427,400円	464,100円	654,820円

第 27 表 大阪市職員と民間企業従業員の給与水準の比較

		部長級（大学卒）			課長級（大学卒）		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		53～55歳	30～32年	684,598円	45～47歳	22～24年	601,618円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	856,716円	45～47歳	22～24年	634,377円
	1,000～ 4,999人の企業			740,639円			592,319円
	500～999人の企業			649,680円			513,356円
	100～499人の企業			590,681円			486,497円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	△ 172,118円	45～47歳	22～24年	△ 32,759円
	1,000～ 4,999人の企業			△ 56,041円			9,299円
	500～999人の企業			34,918円			88,262円
	100～499人の企業			93,917円			115,121円

		係長級（大学卒）			係員級（大学卒） ※主務除く		
		年齢	勤続年数	平均給与月額	年齢	勤続年数	平均給与月額
大阪市職員①		36～38歳	13～15年	385,121円	29～31歳	6～8年	280,354円
民間企業従業員 （企業規模）②	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	463,151円	29～31歳	6～8年	304,936円
	1,000～ 4,999人の企業			425,699円			308,645円
	500～999人の企業			354,927円			290,569円
	100～499人の企業			353,054円			270,681円

差引 （①－②）	5,000人以上の企業	36～38歳	13～15年	△ 78,030円	29～31歳	6～8年	△ 24,582円
	1,000～ 4,999人の企業			△ 40,578円			△ 28,291円
	500～999人の企業			30,194円			△ 10,215円
	100～499人の企業			32,067円			9,673円

- （注） 1. 年齢及び勤続年数は、調査結果の経年比較を行うため、令和元年の同表における階層を設定している。
 2. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成29年から令和元年までの3年間の調査データで算出した。
 3. 民間企業従業員の平均給与月額はきまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額である。
 4. 大阪市職員の平均給与月額は、行政職給料表適用者の令和2年4月1日現在における給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当基礎額の合計額である。

